

2023年6月9日

関係者各位

社会保険労務士法人エクシア&パートナーズ
代表社員 山田 昌宏

弊社使用システム（社労夢）におけるシステム障害に関するご報告

この度、弊社が使用する社会保険労務士向け人事システムがランサムウェアの攻撃を受け、被害を受けたこと（以下、「本件事案」といいます。）をご報告いたします。

関係者の皆様にご心配をお掛けし、特に業務を委託されているお取引先様には多大なご迷惑をお掛けすることになり、心よりお詫び申し上げます。

現時点で把握している本件事案の状況についてお知らせいたします。

1. 被害を受けた人事システム

ShalomV5.0（社労夢）[提供：株式会社エムケイシステム]（以下、MK社といたします。）

2. 経緯

①2023年6月5日（月）8時32分（速報）

MK社よりメールにて、システムへの接続障害の報告を受ける。

この段階では、ランサムウェアの攻撃及び個人情報漏洩の有無については言及なし。

②2023年6月5日（月）13時50分（第2報）

MK社よりメールにて、接続障害が外部からの攻撃によるシステムダウンであり、復旧は最短で翌朝になるとの見通しとなるという報告を受ける。

この段階では、ランサムウェアの攻撃及び個人情報漏洩の有無については言及なし。

③2023年6月5日（月）19時50分（第3報）

MK社よりメールにて、接続障害について対策本部を設置し、外部専門家の助言を受け、システムの自力復旧へ対応する方針であり、復旧までに相当な日数がかかる可能性があるとの見通しの報告を受ける。

この段階では、ランサムウェアの攻撃の言及はなく、個人情報漏洩の有無について調査

を始めたところ報告を受ける。

④2023年6月6日（火）14：12（第4報）

MK社よりメールにて、外部からの攻撃はランサムウェアによる第三者からの不正アクセスを受けたものであるという報告を受ける。

⑤2023年6月6日（火）16：47（第5報）

⑥2023年6月6日（火）20：00（第6報）

⑦2023年6月7日（水）11：10（第7報）

MK社よりメールにて、システム全体の復旧についてはまだ目処がたっておらず調査を続けている旨の報告を受ける。

⑧2023年6月7日（水）14：07（第8報）

⑨2023年6月7日（水）15：32（第9報）

⑩2023年6月7日（水）18：22（第10報）

⑪2023年6月8日（水）10：38（第11報）

⑫2023年6月8日（水）12：31（第12報）

MK社よりメールにて、システム全体の復旧についてはまだ目処がたっておらず調査を続けているが、現時点では個人情報漏洩した事実は確認していない旨の報告を受ける。

⑬2023年6月8日（水）17：08（第13報）

MK社よりメールにて、システム全体の復旧についてはまだ目処がたっておらず調査を続けているが、現時点では個人情報漏洩した事実は確認していないものの、流出の恐れの可能性を重視し、8日15時に個人情報保護委員会へ報告を完了した旨の報告を受ける。

（その後、状況に進展がないため割愛します。）

3. 現在の状況

(1)給与計算

MK社から別途WEB版の給与計算システムが暫定的にリリースされているため、当該システムにおいて業務を継続いたします。

(2)社会保険・労働保険

電子政府の総合窓口：e-Govを利用して業務を行います。

(3) 電子明細

ネット de 明細システムを利用していた顧問先様へ、しばらくは当該システムの利用が難しい状況にあります。

システムが復旧するまでは、暫定的にPDFファイル等による頒布等、顧問先様とご相談のうえ代替措置にて給与明細を発行いたします。

(4) 雇用関係助成金

雇用関係助成金の業務は、当該システムを利用しておりませんので、大きな影響はありません。ただし、添付書類として提出する賃金台帳の出力ができない場合がありますので、お客様にデータのご提供をお願いする場合がございます。

4. 法に基づく報告等

不正アクセスにより攻撃を受けた本件事案は、個人情報保護法第 26 条により個人情報保護委員会へ報告及び個人情報の対象者本人へ通知することが義務付けられています。

(1) 個人情報保護委員会への報告

個人情報保護委員会への報告は、委託元である顧問先様、委託先である弊社の連名で報告する方法で調整しております。連名での報告が完了すれば、委託元である顧問先様が個別に個人情報保護委員会へ報告する必要はありません。

(2) 本人への通知

本人への通知は、報告対象事態を知ったときから状況に応じて速やかに行わなければならないとガイドラインに示されています。

しかしながら、個人情報の漏洩等のおそれが生じたものの、事案の詳細が判明しておらず、この時点で本人に当該通知をしたとしても個人情報を保護するための措置を講じられる見込みが低く、かえって混乱が生じるおそれがある場合は、その時点で通知を行う必要があるとはいえないとガイドラインに示されています。

漏洩等の状況が詳細に判明しましたら、改めて本人への通知への対応をお知らせいたします。

(3) 本件の特例について

本件事案は影響が大きいため、MK 社から個人情報保護委員会へ報告義務の緩和を働きかけているという情報を把握しております。しかしながら、その働きかけの結果がいつ判明するか、どのような結果になるか予想できないため、取り急ぎ上記対応を選択した旨ご報告いたします。

5. 今後の対応

- ・情報漏洩に対する再発防止策については、(株)MKシステム社からの報告を確認してから検討する予定であります。
- ・情報遮断に対する再発防止策については、他社システムを用いてバックアップをとることを検討しております。その際、単にバックアップをとるだけでなく、業務効率の改善につながるシステム導入を検討し、より良質なサービスを提供できるよう検討しております。

6. 本件に関するお問い合わせ

おそれいりますが、本件に関するお問い合わせは、メールにて受け付けております。

[相談窓口：otoiawase@ecxia.com]

以上